

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年8月26日 10時42分ごろ
発生場所	長崎県対馬市池ノ浦鼻 万関瀬戸東口灯台から真方位053°760m付近 (概位 北緯34°18.2′ 東経129°21.8′)
事故の概要	鮮魚運搬船 No2013 SUNG POONGは、西進中、岩礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年8月28日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	鮮魚運搬船 No2013 SUNG POONG（大韓民国籍）、126トン 0010011-6482208、SUNG POONG MULSAN Co., LTD
乗組員等に関する情報	船長（大韓民国籍）、四級航海士免状（大韓民国発給）
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に凹損及び擦過傷、キールに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人（共に大韓民国籍）が乗り組み、対馬市厳原^{いずはら}港で揚げ荷役を終えて同港を出港し、万関瀬戸を經由して大韓民国統^{トン}采^{ソン}港に向け、対馬東方沖を北東進していた。</p> <p>船長は、椅子に腰を掛け、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、手動操舵により単独で船橋当直につき、本船が対馬市三浦湾東方沖に達して左転して同湾に入り、三浦湾西部に達したところで針路を変えて万関瀬戸に向けて南西進を開始するつもりで、真方位約260°の針路及び約9.5ノットの対地速力で本船を航行させた。</p> <p>船長は、三浦湾東部の防波堤間を通過した後、眠気を催し始めたので、水を飲んだり目を擦ったりしながら椅子に腰を掛けたまま船橋当直を続けていたところ、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>本船は、変針予定場所を通過してそのままの針路で航行を続け、池ノ浦鼻の岩礁に乗り揚げた。</p> <p>本船は、満潮時に船長の操船により自力で離礁した後、対馬市三浦湾（万関）漁港の岸壁に着岸した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p> <p>本船の喫水は、船首約2.0m、船尾約2.5mであった。</p> <p>本船には、船橋航海当直警報装置が装備されていなかった。</p> <p>船長は、椎間板変性症の手術をして以来、鎮痛目的等で数種類の薬を1日1回（朝）服用しており、本事故当時、出港前に同薬を服用し、同薬の中には眠気を催すおそれのある薬も含まれていたため、眠</p>

	<p>気を催したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、眠気を催した際、他の乗組員を昇橋させ、2人で船橋当直を行っていただければ良かったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、手動操舵で西進中、単独で船橋当直中の船長が、居眠りに陥り、変針予定場所を通過して池ノ浦鼻に向かって航行を続けたことから、同鼻の岩礁に乗り揚げたものと推定される。</p> <p>船長は、眠気を催すおそれのある医薬品を服用していたこと、及び椅子に腰を掛けた姿勢のまま船橋当直を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が手動操舵で西進中、単独で船橋当直中の船長が、居眠りに陥り、変針予定場所を通過して池ノ浦鼻に向かって航行を続けたため、同鼻の岩礁に乗り揚げたものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、眠気を催した際、他の乗組員と操船を交替したり、他の乗組員を昇橋させて2人当直としたりするなどして居眠り運航を防止する措置を採ること。 ・ 船橋当直者は、船橋当直前に眠気を催すおそれのある医薬品の服用を極力避けること。

付図1 事故発生経過概略図

